

○漁港監視協力員運用要綱の制定について(概要)

(平成8年4月1日例規第16号／神銃発第2号)

この通達は、漁港及びその周辺海域における密輸入事犯の摘発を強化するため、漁港の周辺に居住し、又は漁港において就業している漁港、漁業関係者の理解と協力を得ながら緊密な連携を図り、水際監視活動及び密輸入関連情報の通報体制の円滑な運用を図るために定めたものである。

主な内容は、

- 推薦及び委嘱
- 指導及び支援

等である。